

## (参考)対象工事等の具体例

### 【原則】高齢者等の現在の身体状況に合わせたバリアフリー工事

新築・増築、現在の間取りを変更するもの、老朽化による補修等は、対象外。

入院中で、退院の予定が立たない場合は申請は受付できない。

決定後、入院した場合も、退院予定が立たない場合、助成されない。

#### ○対象工事の主な例

工事内容	注意事項
床の張替え	段差解消が必須。段差を解消しないものや老朽化の補修は対象外。畳からフローリング等への変更は、原則対象外(身体状況による)。壁・天井は対象外。
手すり、踏み台、ミニスロープ等	対象者の生活動線上にあり、固定工事を伴うもの。
引き戸等への取替	開き戸等から引き戸への取替
便器の交換	和式から洋式への変更が対象。
浴室出入口口	品確法の等級5を満たすこと。段差5mm以下
浴槽	推奨基準は、またぎ高さ400～450mm程度、深さ500～550mm。
浴室用給湯器	高齢者のみの世帯で、現在給湯器がなく、工事後、対象者が浴室を使用する可能性があること。
ユニットバス	高齢者・障害者向けに変更する場合、バリアフリーに関する部分は対象となる。
洗面台	機器の設置取替は原則対象外であるが、現に対象者が車椅子を使用しており、車椅子用洗面台とする場合は対象。
敷地内外部スロープ	現に対象者が車椅子を使用していること。勾配1/12以下で、有効幅員90cm以上、転落防止を兼ねた手すりの設置、滑りにくい仕上げである。
屋内・屋外階段昇降機	対象者が階段を上がれないほどの歩行困難で、階上に生活設備があり、階下を生活スペースとして利用できない場合等要件がある。建築設備として建築確認を受ける。(要不要の確認は建築指導課へ)2社以上の見積もりを比較し、安価の業者で工事を行う。
その他市長が適当と認める工事	

◎検討中の工事が対象工事となるか不明な場合は、お問い合わせください。

#### ○対象外となる工事

対象外となる内容
補助金の交付決定前に着手した工事
新築・増築工事、模様替
既存の間取り等を変更するもの 身体状況により対象となる場合もあるので、お問い合わせください。
対象者の生活動線にない場所の工事(車庫・物置・倉庫等)
壁・天井の工事
老朽化の修繕・補修
外壁・屋根・門扉・ブロック塀等の工事
家電製品や流し台、換気扇、照明等の購入や設置
庭木の剪定、植栽工事
防腐・防蟻・シロアリ駆除
ハウスクリーニング、排水管清掃
公共工事の施行に伴う補償工事(道路改良、土地区画整理など)
既存の住宅関連補助制度を利用している工事(介護保険の住宅改修制度は併用可能)

問い合わせ先 (高齢者の方) 長寿支援課 電話 099(216)1266 FAX 099(224)1539  
(障害者の方) 障害福祉課 電話 099(216)1273 FAX 099(216)1274